

道の駅「田野駅屋」再整備事業官民連携アドバイザー業務 公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本実施要項は、田野町が DBO 方式により実施を予定している道の駅「田野駅屋」再整備事業について、実施方針に相当する資料の作成・公表から、募集要項等の作成、公募、事業者選定及び契約締結までに必要となる官民連携アドバイザー業務を委託するに当たり、当該業務を受託する候補者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

なお、本事業は PFI 事業として実施するものではないが、事業者募集、選定及び契約に当たっては、PFI 法に基づく事業者選定手続と同等水準の透明性、公平性、競争性及び客観性の確保を図るものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名：道の駅「田野駅屋」再整備事業官民連携アドバイザー業務
- (2) 業務場所：田野町
- (3) 業務内容：別紙「仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (5) 事業手法：DBO 方式を予定する。
- (6) 提案上限額：金 18,997,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 選定方式

- (1) 選定方式は、公募型プロポーザル方式とする。
- (2) 参加資格確認を行ったうえで、企画提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に評価する。
- (3) 見積価格のみをもって選定せず、業務理解、DBO 方式及び PFI 法水準の手続理解、専門性、実施体制、工程管理及び履行確実性を重視する。

4 スケジュール

項目	日程案
公告・実施要項等の公表	令和 8 年 5 月 15 日（金）
質問受付期限	令和 8 年 5 月 22 日（金）午後 5 時
質問回答公表	令和 8 年 5 月 26 日（火）

参加表明書提出期限	令和8年5月29日(金)午後5時
参加資格確認結果通知	令和8年6月2日(火)
企画提案書提出期限	令和8年6月9日(火)午後5時
プレゼンテーション・ヒアリング	令和8年6月15日(月)予定
審査結果通知・公表	令和8年6月18日(木)予定
契約協議・契約締結	令和8年6月下旬予定

上記日程は予定であり、田野町の都合により変更する場合がある。この場合、参加者に対して速やかに通知する。

5 参加資格

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たす法人又は法人により構成される共同企業体とする。

- (1) 地方公共団体等が発注する公共施設整備、道の駅整備、地域振興拠点整備、官民連携事業支援、DBO、PFI 又はこれらに類する事業者選定支援業務の実績を有すること。
- (2) DBO 方式による公共施設整備事業又はこれに類する官民連携事業について、事業者募集、選定又は契約締結支援に関する実績を有すること。
- (3) 本事業は PFI 事業として実施するものではないが、PFI 法に基づく事業者選定手続と同等水準の透明性、公平性、競争性及び客観性を確保できる知見及び実務能力を有すること。
- (4) 要求水準書、評価基準、募集要項、様式集、事業契約書案、基本協定書案、リスク分担表又はこれらに類する書類の作成支援実績を有すること。
- (5) 管理技術者又は主たる担当者として、DBO、PFI、PPP、官民連携事業、公共施設整備、道の駅整備又は事業者選定支援に関する業務経験を有する者を配置できること。
- (6) 法務、財務、官民連携、要求水準書作成、評価基準作成及び契約支援に対応できる実施体制を有すること。
- (7) 協力事業者を活用する場合は、協力事業者名、担当業務、担当予定者、実績、役割分担及び責任関係を明記できること。
- (8) 本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託しないこと。
- (9) 田野町又は他の地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (10) 会社更生法、民事再生法等に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員等と関係を有しないこと。
- (12) 本業務を履行期間内に確実に履行できる体制を有すること。

6 提出書類

6.1 参加資格確認時に提出する書類

- (1) 参加表明書（様式 1）
- (2) 会社概要書（様式 2）
- (3) 同種・類似業務実績調書（様式 3）
- (4) 配置予定技術者調書（様式 4）
- (5) 業務実施体制表（様式 5）
- (6) 協力事業者調書（様式 6 ※該当する場合）
- (7) 再委託予定調書（様式 7 ※該当する場合）
- (8) 誓約書（様式 8）

6.2 企画提案時に提出する書類と部数

- (1) 企画提案書（任意様式）10 部（正本 1 部、副本 9 部）
 - ・ 業務実施方針
 - ・ 公表済み資料及び本実施要項・仕様書を踏まえた業務理解
 - ・ DBO 方式及び PFI 法水準の事業者選定手続に関する提案
 - ・ 要求水準書、評価基準、募集要項、契約書案、リスク分担表の作成方針
 - ・ 事業者選定委員会、競争的対話、契約交渉の支援方針
 - ・ 実施体制、役割分担
 - ・ 工程表
 - ・ 情報開示、説明責任への対応
- (2) 見積書（様式 9）1 部
- (3) 参考見積内訳書（様式 10）1 部

7 質問の受付及び回答

- (1) 質問は、所定の質問書（様式 11）により、電子メールで提出するものとする。
- (2) 電話又は口頭による質問は受け付けない。ただし、提出方法等に関する軽微な確認はこの限りでない。
- (3) 質問への回答は、田野町ホームページへの掲載その他町が定める方法により公表する。

(4) 回答内容は、本実施要項、仕様書、評価基準及び様式の補足又は修正として取り扱う。

8 資料の取扱い

- (1) 本プロポーザルの企画提案は、町が公表する実施要項、仕様書、評価基準、様式、公表済み資料及び質問回答に基づき行うものとする。
- (2) 契約締結後、受託者が本業務を遂行するために必要な資料については、町が必要と認める範囲で、守秘義務その他必要な条件を付したうえで貸与又は提供する。
- (3) 参加者は、本プロポーザルに関して知り得た情報を本プロポーザル以外の目的に使用してはならない。

9 企画提案書の作成要領

- (1) 企画提案書はA4判、横書き、片面印刷を基本とし、図表を含め20ページ以内とする。ただし、表紙、目次、見積書及び参考資料はページ数に含めない。
- (2) 企画提案書には、参加者名を記載して差し支えない。
- (3) 提出済みの企画提案書の差替え又は追加提出は、町が認めた場合を除き認めない。
- (4) 企画提案に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

10 プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 実施日は令和8年6月15日(月)を予定する。開始時刻、会場、実施順序その他必要事項は、参加資格確認後に対象者へ別途通知する。
- (2) 1者当たりの時間は、提案説明20分以内、質疑応答10分程度、合計30分程度を標準とする。
- (3) 出席者は4名以内とし、管理技術者又は主担当者を含めるものとする。
- (4) 説明は、提出済みの企画提案書に基づいて行うものとし、新たな提案内容を記載した資料の追加配付は認めない。
- (5) 投影資料を使用する場合も、提出済み企画提案書の内容を超えてはならない。必要な機材は原則として参加者が用意し、町が用意する機材がある場合は別途通知する。
- (6) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で実施する。
- (7) 参加者が多数の場合は、提出書類に基づく一次審査を行い、プレゼンテーション対象者を選定することがある。
- (8) 指定時刻までに出席しない場合は、辞退したものとみなす。ただし、災害その他やむを得ない事情があると町が認める場合はこの限りでない。

11 審査方法

- (1) 審査は、別紙「評価基準（採点表）」に基づき、審査委員会が行う。
- (2) 各委員の採点結果を集計し、最高得点者を受託候補者とする。
- (3) 最低基準点は満点の6割を目安とし、審査委員会が必要と認める場合は、受託候補者を選定しないことができる。

12 失格事項

- (1) 提出期限を過ぎて書類を提出した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加資格を満たさないことが判明した場合
- (4) 見積額が提案上限額を超過した場合
- (5) 審査委員又は関係職員に対し、不正な接触を行った場合
- (6) 複数の提案に重複して参加した場合
- (7) 主たる業務を一括再委託する提案である場合
- (8) その他、公正な審査を妨げる行為があった場合

13 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果は、参加者に書面又は電子メールにより通知する。
- (2) 町は、受託候補者名、評価結果の概要及び選定理由を必要な範囲で公表することがある。
- (3) 提案内容に含まれる営業秘密、ノウハウ、個人情報等は、田野町情報公開関係規定に基づき適切に取り扱う。

14 契約協議

- (1) 町は、受託候補者と仕様、工程、実施体制、見積内容等について協議を行い、契約締結手続を進める。
- (2) 協議が整わない場合又は受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合は、次点者と協議を行うことができる。
- (3) 契約内容は、企画提案の内容をそのまま採用することを保証するものではなく、町と受託候補者との協議により確定する。